



請願第28-1号

し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書

紹介議員

畑岡 洋二 西山 猛
市村 博之
菅 井 信
石 井 栄
石 田 守夫

平成28年2月22日

笠間市議会議長 藤枝 浩 様

請願者

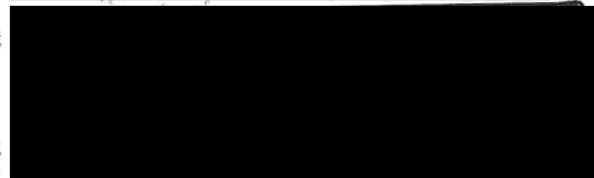
住所
氏名
電話



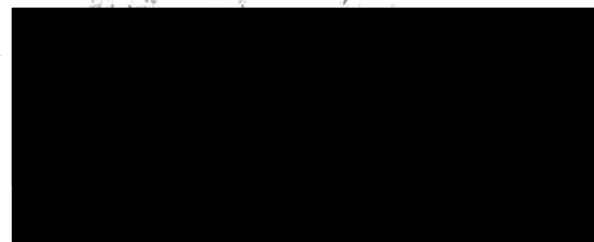
住所
氏名
電話



住所
氏名
電話



住所
氏名
電話



他416名

✓

し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書

1 請願の趣旨

- (1) 市民サービスを受ける側の満足度を上げるために、笠間地区し尿汲取業者の地域複数社制の導入を求めます。
- (2) 浄化槽の規定容量と居住人数の乖離が進行する現状、更には、空家状態がみられる状態を鑑み、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等に関する法律等を社会の変化に合ったものとなるよう改訂を求める環境省への意見書の提出を求めます。
- (3) 人口減少が進む中、し尿・汚水などの生活排水処理事業の包括的な将来像の検討を求めます。

2 請願の理由

- (1) 笠間地区に於いて、ここ数年、し尿汲取業者の対応に不満を持つ市民の声が、聞かれるようになりました。平成26年2月24日、笠間地区区長会として「浄化槽清掃・汲取の適正化について（要望）」が提出され、同年3月24日、笠間市長名での回答書（笠環第1106号）が出ております。しかしながら、回答が満足できる内容ではないので、笠間市行政の対応がより効果あるものとなるよう、趣旨の通り、請願するものです。
- (2) 浄化槽の設置容量は、家の大きさに因り規定されています。しかし、人口減少傾向が明確になり、一世帯あたりの人数が減り続けています。農村部だけではなく旧市街地においても、大家族から核家族、更には1人住まいも珍しくなく、時には空家状態にもなります。この設置容量と居住人数の乖離は、浄化槽への負荷減少として表れてきます。つまり、負荷減少が進行する中で、浄化槽の機能維持が前提の保守点検及び清掃が、管理者である住人へ負荷増加となってきます。この状態が当分の間続くと考えられる中で、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等を社会の変化に合ったものとなるよう法律等を改訂するよう、環境省への意見書提出を求めるために、請願するものです。
- (3) 平成18年3月に1市2町の合併により新笠間市が誕生し、下水道処理は旧友部・笠間広域下水道組合と旧岩間町の公共下水道事業を担当する下水道課が統合され上下水道部下水道課として受け継がれてきました。しかし、し尿処理事業は旧笠間が筑北環境衛生組合、旧友部・岩間が茨城地方広域環境事務組合といまだに分かれています。また、旧友部・岩間には、農業集落排水事業があります。これからの人口規模の減少が想定される中で、同様の生活排水処理事業である「し尿処理事業・農業集落排水事業・下水道処理事業」を包括的に考え、笠間市としての生活排水処理事業の規模適正化を将来に向け検討するよう求めるために、請願するものです。